

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく
建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に
係る申請書作成の手引き

山口県 土木建築部 建築指導課

平成 29 年 4 月

赤字は平成 29 年 4 月法改正に伴う改定部分

目次

■本手引きについて	1
■申請の種類	1
■申請書の構成	2
■認定申請手数料	6
■申請手数料の算定方法	9
■申請手数料の算定例	15

本手引きで使用する用語の定義等は以下の法令、事務処理要領等を参照してください。(カッコ内はこの本手引き内での略称)

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（法）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（規則）
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（省令）
- ・山口県使用料手数料条例（手数料条例）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定事務処理要領（要領）
- ・建築物省エネ法に係る性能向上計画認定、認定表示制度の手引き（申請手引）

■本手引きについて

本手引きは申請者を対象に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」第 29 条、第 31 条、第 36 条に規定される所管行政庁（山口県）への認定申請について、申請書の構成、手数料の算定について説明したものです。

認定申請に係る手続き、認定基準、添付書類、記載方法については、法令（法・政令・規則・省令・告示）、申請手引等を参考に遺漏ない手続きをお願いします。

■申請の種類

1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定（法第 29 条関係）

建築物の新築等に当たり、その計画が法で定める省エネ基準の水準を超える誘導基準に適合していることを所管行政庁が認定することにより、容積率の緩和や住宅ローン金利優遇措置を受けることができる制度。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定（法第 31 条関係）

1 に係る申請についての認定を受けた者が計画の変更を行う場合に受けなければならない認定制度。

1、2 を合わせ、以下「性能向上計画認定」という。

3 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（法第 36 条関係）

既存建築物が、省エネ基準に適合していることを所管行政庁が認定することにより、その旨を建築物、広告等に表示できる制度。

以下「基準適合認定」という。

■申請書の構成

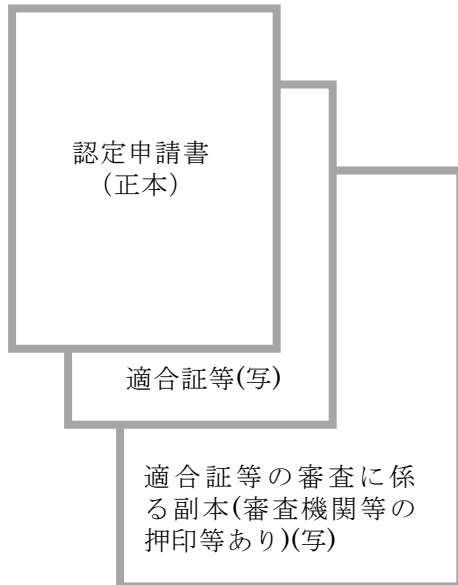
認定申請する場合の、申請書の構成を以下に示します。

1 性能向上計画認定

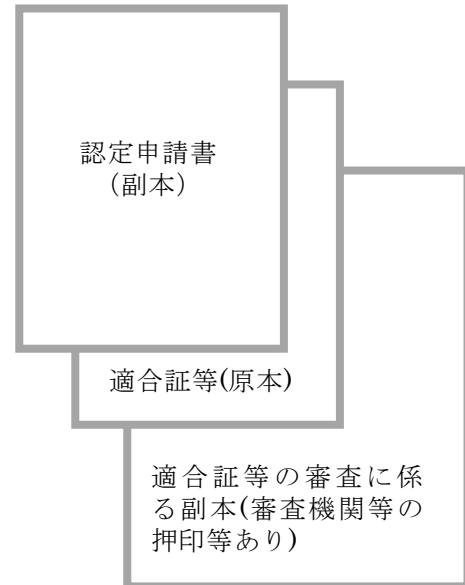
(1) 認定申請のみの場合

○適合証等あり：パターン1

正本1部



副本1部



○適合証等なし：パターン2

正本1部

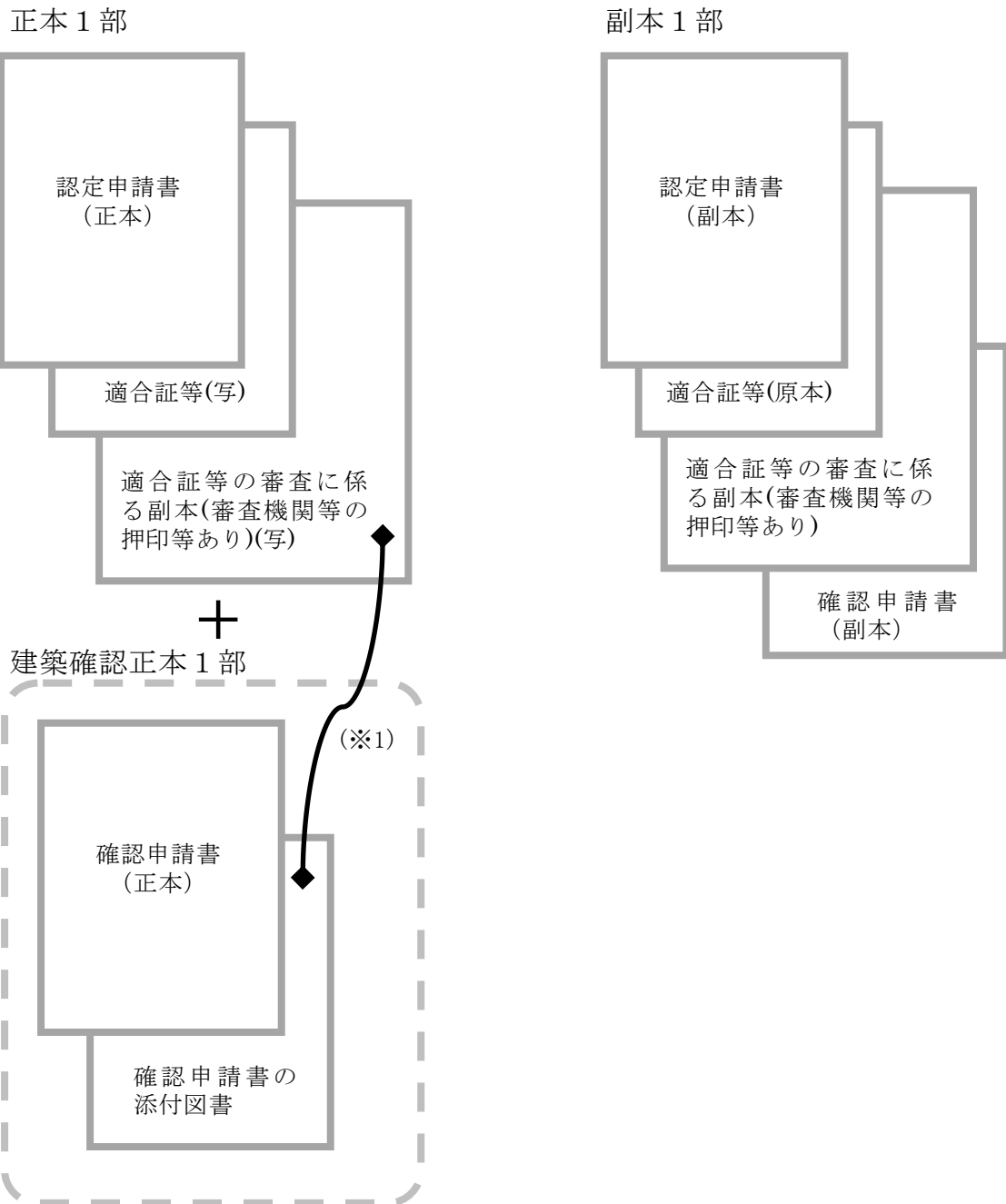


副本2部



(2) 認定申請に併せて、確認申請を申し出る場合

○適合証等あり：パターン3

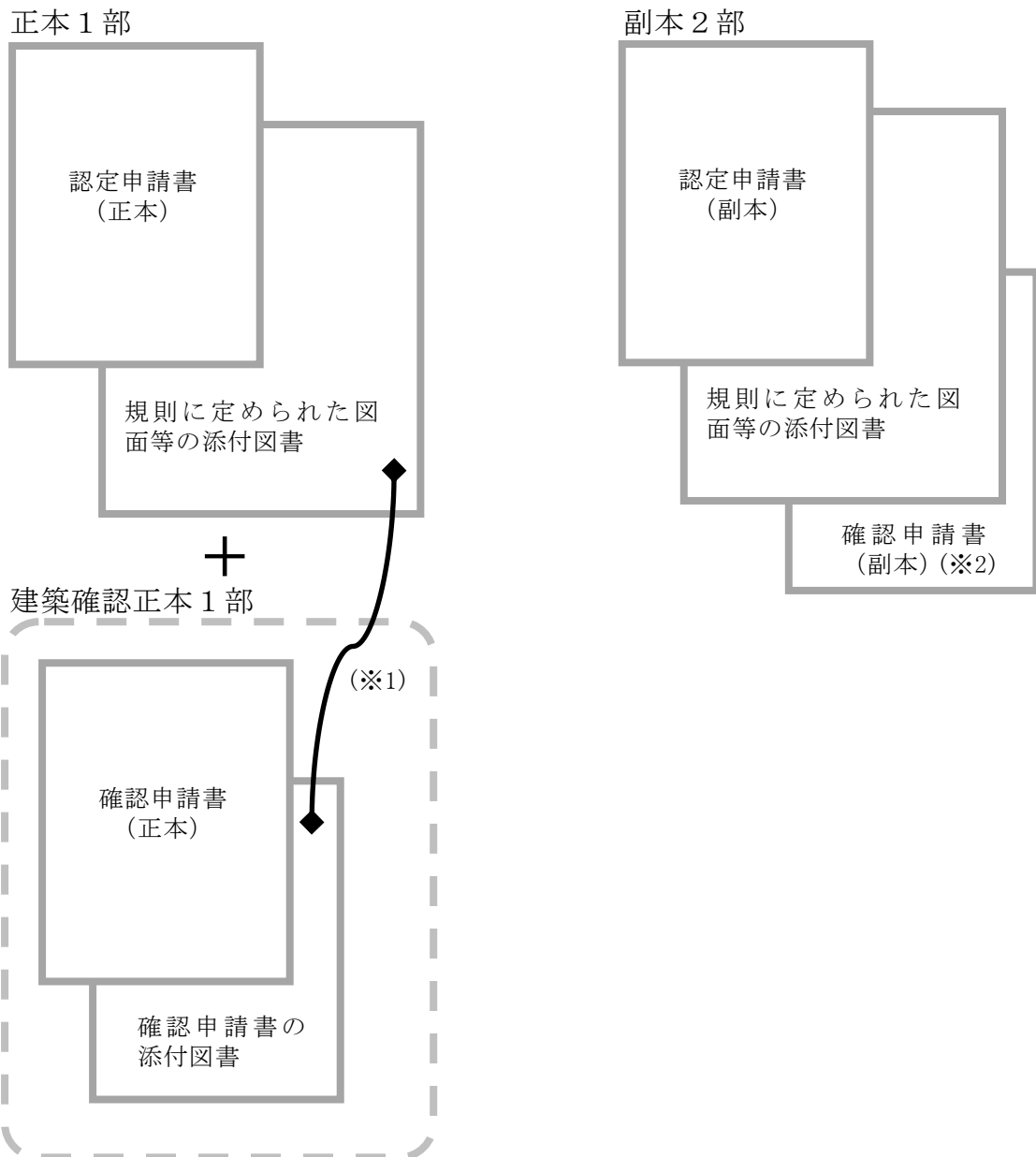


(※1) 適合証等の審査に係る副本と確認申請書の添付図書は兼ねることができます。

その他の提出書類

- ・ 建築工事届又は建築物除却届 1 部
- ・ 構造適合判定を要する場合は、構造適合判定通知書又はその写し 1 部

○適合証等なし：パターン4



(※1) 適合証等の審査に係る副本と確認申請書の添付図書は兼ねることができます。

(※2) 認定申請書(副本)に添付する確認申請書(副本)は1部で可。

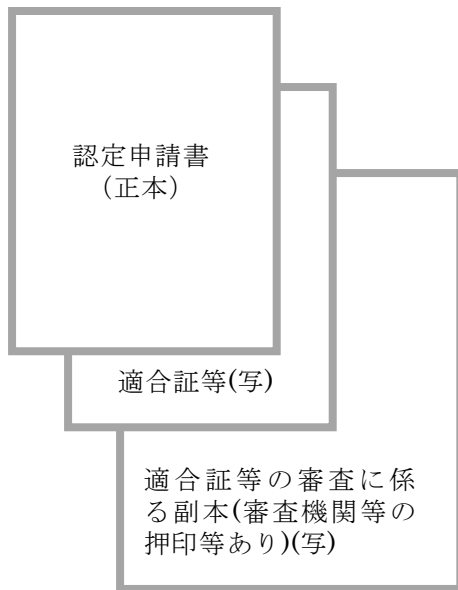
その他の提出書類

- ・ 建築工事届又は建築物除却届
- ・ 構造適合判定を要する場合は、構造適合判定通知書又はその写し

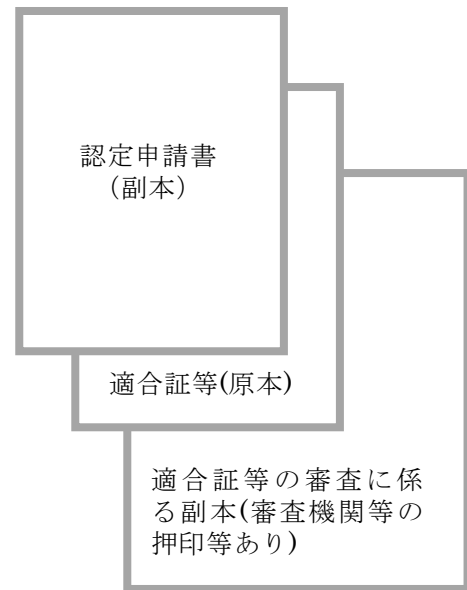
2 基準適合認定

(1) 適合証等あり：パターン1

正本 1 部



副本 1 部



その他の提出書類

- ・ 建築物の構造等を確認した旨の報告書（県様式第 2-1 号）

(2) 適合証等なし：パターン2

正本 1 部



副本 2 部



その他の提出書類

- ・ 建築物の構造等を確認した旨の報告書（県様式第 2-1 号）

■認定申請手数料

認定申請手数料には①性能向上計画認定（法第 29 条）、②性能向上計画変更認定（法第 31 条）、③基準適合認定（法 36 条）の 3 種類があります。

※詳細は手数料条例別表一の 8 の表三十三の五項を確認してください。

表 1-1 ①性能向上計画認定手数料

手数料区分	単位 非住宅、戸建住宅：床面積 共同住宅等：戸数	認定申請手数料（円/件）	
		適合証等あり	適合証等なし
（一） 非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るもの※）	300 m ² 未満	10,000	98,000
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	27,000	170,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	80,000	279,000
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	127,000	345,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	160,000	485,000
	25,000 m ² 以上	200,000	562,000
（二） 非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く※）	300 m ² 未満	10,000	173,000
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	27,000	300,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	80,000	469,000
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	127,000	568,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	160,000	763,000
	25,000 m ² 以上	200,000	870,000
（三） 一戸建ての住宅	200 m ² 未満	5,000	39,000
	200 m ² 以上	5,000	43,000
（四） 共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分	4 戸以下	10,000	237,000
	5 戸以上 15 戸以下	20,000	269,000
	16 戸以上 45 戸以下	45,000	363,000
	46 戸以上	80,000	516,000

認定申請書に併せて建築確認申請を申出る場合は、その額を加える必要があります。

※非住宅建築物の適用基準は 2 つに分類されます。

- ・モデル建物法基準による認定に係るもの（省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るもの（以下「モデル建物法基準」という。）
- ・モデル建物法基準による認定に係るものを除く（以下「モデル建物法基準以外」という。）

※参考 手数料条例で用いている用語（詳細は法令、手数料条例等を参照）

- 住宅 : 住居のために継続的に使用する室及び廊下、玄関、階段その他の人の住居の用に供する建築物の部分（住宅部分）を有する建築物（複合建築物を除く）
- 非住宅建築物 : 非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）を有する建築物（複合建築物を除く）
- 複合建築物 : 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物
- 非住宅建築物等 : 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分
- 共同住宅等 : 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅

表 1-2 ②性能向上計画変更認定手数料

手数料区分	単位 非住宅、戸建住宅:床面積 共同住宅等:戸数	認定申請手数料(円/件)	
		適合証等あり	適合証等なし
(一) 非住宅建築物等(モデル建物法基準)	300 m ² 未満	5,000	50,000
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	14,000	86,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	40,000	140,000
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	64,000	173,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	80,000	243,000
	25,000 m ² 以上	100,000	282,000
(二) 非住宅建築物等(モデル建物法基準以外)	300 m ² 未満	5,000	87,000
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	14,000	151,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	40,000	235,000
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	64,000	285,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	80,000	382,000
	25,000 m ² 以上	100,000	435,000
(三) 一戸建ての住宅	200 m ² 未満	3,000	21,000
	200 m ² 以上	3,000	23,000
(四) 共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分	4 戸以下	5,000	119,000
	5 戸以上 15 戸以下	10,000	135,000
	16 戸以上 45 戸以下	23,000	183,000
	46 戸以上	40,000	259,000

認定申請書に併せて建築確認申請を申出る場合は、その額を加える。

表 1-3 ③基準適合認定手数料

手数料区分	単位 非住宅、戸建住宅：床面積 共同住宅等：戸数	認定申請手数料(円/件)	
		適合証等あり	適合証等なし
(一) 非住宅建築物(省令 第1条第1項第1号 口に定める基準によ る認定に係るもの ※)	300 m ² 未満	10,000	98,000
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	27,000	170,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	80,000	279,000
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	127,000	345,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	160,000	485,000
	25,000 m ² 以上	200,000	562,000
(二) 非住宅建築物(省令 第1条第1項第1号 口に定める基準によ る認定に係るものを 除く※)	300 m ² 未満	10,000	173,000
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	27,000	300,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	80,000	469,000
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	127,000	568,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	160,000	763,000
	25,000 m ² 以上	200,000	870,000
(三) 一戸建ての住宅	200 m ² 未満	5,000	39,000
	200 m ² 以上	5,000	43,000
(四) 共同住宅等	4 戸以下	10,000	237,000
	5 戸以上 15 戸以下	20,000	269,000
	16 戸以上 45 戸以下	45,000	363,000
	46 戸以上	80,000	516,000

※非住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・省令第1条第1項第1号口に定める基準による認定に係るもの(いわゆるモデル建物法を用いた評価(以下「省令1条口基準」という。))
- ・省令第1条第1項第1号口に定める基準による認定に係るものを除く(いわゆるモデル建物法以外による評価(以下「省令1条口基準以外」という。))

■申請手数料の算定方法

1 性能向上計画認定

(1)申請区分

申請区分は下記の12パターンあります。

申請書様式第三十三（以下「様式33」という。）

第一面【申請の対象とする範囲】

第三面【6.建築物の用途】、【7.建築物の住戸の数】

への記載で申請区分を明確にする必要があります。

表2 性能向上計画認定の申請区分

種別	建築物の用途	申請区分	基準	手数料区分	条例備考
非住宅	非住宅建築物	①建築物全体	モデル建物法基準	(一)	
			モデル建物法基準以外	(二)	
住宅	一戸建住宅	②建築物全体	区分なし	(三)	
	共同住宅等	③住戸の部分	区分なし	(四)	
		④建築物全体	区分なし	(四)	
		⑤住戸及び建築物全体	区分なし	(四)	1
非住宅+住宅	複合建築物	⑥非住宅部分	モデル建物法基準	(一)	
			モデル建物法基準以外	(二)	
		⑦住戸の部分	区分なし	(四)	
		⑧住戸及び非住宅部分	非住宅はモデル建物法基準又はモデル建物法基準以外	(一)or(二)+(四)	
		⑨建築物全体	非住宅はモデル建物法基準又はモデル建物法基準以外	(一)or(二)+(四)	2
		⑩住戸及び建築物全体	非住宅はモデル建物法基準又はモデル建物法基準以外	(一)or(二)+(四)	2
		⑪非住宅部分及び建築物全体	非住宅はモデル建物法基準又はモデル建物法基準以外	(一)or(二)+(四)	2
⑫住戸、非住宅部分及び建築物全体	非住宅はモデル建物法基準又はモデル建物法基準以外	(一)or(二)+(四)	2		

表は手数料条例の表現を簡便にしたもの、詳しくは手数料条例を確認してください。

(2) 適合証等の有無

手数料条例及び要領で定める適合証等の添付がある場合、手数料が減額されます。

適合証等は以下の3種類あり、建築物の用途により適用できる適合証等、適合証等を発行できる審査機関等が異なります。

表3 性能向上計画認定の適合証等

適合証等	建築物の用途	審査機関等	手数料条例上の適合証等の略称	条例備考
① 誘導基準適合証 (法第30条第1項各号の基準に適合していることを証する書類)	非住宅、複合建築物 (非住宅部分)	登録建築物エネルギー消費性能判定機関	誘導基準適合証	3,4
	一戸建住宅	登録住宅性能評価機関		5
	共同住宅等(住戸)、 複合建築物(住戸)	登録住宅性能評価機関		1,6
	共同住宅等(全体)	登録住宅性能評価機関		1,6
	複合建築物(全体)	登録建築物エネルギー消費性能判定機関かつ 登録住宅性能評価機関		2,7
② 設計住宅性能評価書写し(断熱等級4・一次エネ等級5)	一戸建住宅	登録住宅性能評価機関	知事が別に定める書類	5
	共同住宅等(住戸)、 複合建築物(住戸)			1,6
	共同住宅等(全体)			1,6
③ 設計住宅性能評価書写し(一次エネ等級4以上) (H28.3.31までに竣工に限る)	一戸建住宅	登録住宅性能評価機関	知事が別に定める書類	5
	共同住宅等(住戸)、 複合建築物(住戸)			1,6
	共同住宅等(全体)			1,6

詳しくは手数料条例、要領を確認してください。

(3)適用基準・単位

適用基準及び単位により手数料が異なるため、注意が必要となります。

①適用基準

非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分は、適用基準が「モデル建物法基準」、「モデル建物法基準以外」で手数料が異なります。

i モデル建物法基準

様式 33 第三面 【14. 建築物のエネルギー消費性能】

1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

基準省令第 10 条第 1 号イ(2)の基準

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準

の 2 つにチェックする場合は、モデル建物法基準となります。

ii モデル建物法基準以外

様式 33 第三面 【14. 建築物のエネルギー消費性能】

1. (1) 及び 2. (1) に、上記以外の基準等にチェックする場合は、モデル建物法基準以外となります。

(詳細は申請手引を参照ください。)

②単位

非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分、一戸建ての住宅は、床面積の合計により手数料が異なります。

共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分は、申請に係る戸数により手数料が異なります。

※申請上の注意事項

i 床面積の合計

・非住宅建築物、一戸建ての住宅の申請の場合、延べ床面積が手数料上の床面積の合計となります。

様式 33 第三面【4. 延べ面積】に記載した延べ面積となります。

・複合建築物の申請の場合、非住宅部分の床面積は、住宅部分（住戸の部分＋共用部分）以外の部分の延べ面積となります。

床面積求積図等を添付して、該当する面積を明確にする必要があります。

ii 申請に係る戸数

・共同住宅等、複合建築物で建築物全体を含む申請の場合、当該建築物の全戸数が手数料上の戸数となります。

様式 33 第三面【7. 建築物の住戸の数】「建築物全体」に記載した戸数となります。

・共同住宅等又は複合建築物のうち住宅の部分の住戸のみの申請の場合、申請に係る戸数が手数料上の戸数となります。

様式 33 第三面【7. 建築物の住戸の数】「認定申請対象住戸」に記載した戸数となります。

2 基準適合認定

(1) 申請区分

申請区分は下記の4パターンあります。

申請書様式第三十七（以下「様式37」という。）

第二面【6. 建築物の用途】

への記載で申請区分を明確にする必要があります。

表4 基準適合認定の申請区分

種別	建築物の用途	申請区分	基準	手数料区分	条例備考
非住宅	① 非住宅建築物	建築物全体	省令1条口基準	(一)	
			省令1条口基準以外	(二)	
住宅	② 一戸建住宅	建築物全体	区分なし	(三)	
	③ 共同住宅等	建築物全体	区分なし	(四)	
非住宅+住宅	④ 複合建築物	建築物全体	非住宅は省令第1条口基準又は省令第1条口基準以外	(一)or(二)+(四)	1

表は手数料条例の表現を簡便にしたもの、詳しくは手数料条例を確認してください。

(2) 適合証等の有無

手数料条例及び要領で定める適合証等の添付がある場合、手数料が減額されます。

適合証等は以下の6種類あり、建築物の用途により適用できる適合証等、適合証等を発行できる審査機関等が異なります。

表5 基準適合認定の適合証等

適合証等	建築物	審査機関等	手数料条例上の適合証等の略称	条例備考
① 適合証 (法第2条第1項第3号の基準に適合していることを証する書類)	非住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関	適合証	2,3
	一戸建住宅	登録住宅性能評価機関		4
	共同住宅等(全体)	登録住宅性能評価機関		5
	複合建築物(全体)	登録建築物エネルギー消費性能判定機関かつ登録住宅性能評価機関		1,6
② 法第12条第3項適合通知書写し(+検査済証写し)	非住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁(検査済証は別途検査機関)	知事が別に定める書類	2,3
③ 法第30条認定通知書写し(+検査済証写し)	非住宅	所管行政庁(検査済証は別途検査機関)	知事が別に定める書類	2,3
	一戸建住宅			4
	共同住宅等(全体)			5
	複合建築物(全体)			1,6
④ 低炭素法第54条認定通知書写し(+検査済証写し)	非住宅	所管行政庁(検査済証は別途検査機関)	知事が別に定める書類	2,3
	一戸建住宅			4
	共同住宅等(全体)			5
	複合建築物(全体)			1,6
⑤ 建設住宅性能評価書写し(断熱等級4・一次エネ等級4or5)	一戸建住宅	登録住宅性能評価機関	知事が別に定める書類	4
	共同住宅等(全体)			5
⑥ 建設住宅性能評価書写し(一次エネ等級3以上)(H28.3.31までに竣工に限る)	一戸建住宅	登録住宅性能評価機関	知事が別に定める書類	4
	共同住宅等(全体)			5

詳しくは手数料条例、要領を確認してください。

(3) 適用基準・単位

適用基準及び単位により手数料が異なるため、注意が必要となります。

①適用基準

非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分は、適用基準が「省令1条ロ基準」、「省令1条ロ基準以外」で手数料が異なります。

i 省令1条ロ基準

様式 37 第二面 【12. 建築物全体のエネルギー消費性能】

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

(1) 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

にチェックする場合は、省令1条ロ基準となります。

ii 省令1条ロ基準以外

様式 37 第二面 【12. 建築物全体のエネルギー消費性能】

2. (1) に、上記以外の基準等にチェックする場合は、省令1条ロ基準以外となります。

(詳細は申請手引を参照ください。)

②単位

非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分、一戸建ての住宅は、床面積の合計により手数料が異なります。

共同住宅等又は複合建築物のうち住宅の部分は、申請に係る戸数により手数料が異なります。

i 床面積の合計

- ・ 非住宅建築物、一戸建ての住宅の申請の場合、延べ床面積が手数料上の床面積の合計となります。

様式 37 第二面 【4. 延べ面積】に記載した延べ面積となります。

- ・ 複合建築物の申請の場合、非住宅部分の床面積は、住宅部分（住戸の部分＋共用部分）以外の部分の延べ面積となります。

床面積求積図等を添付して、該当する面積を明確にする必要があります。

ii 申請に係る戸数

- ・ 共同住宅等、複合建築物の申請の場合、当該建築物の全戸数が手数料上の戸数となります。

様式 37 第二面 【7. 建築物の住戸の数】「建築物全体」に記載した戸数となります。

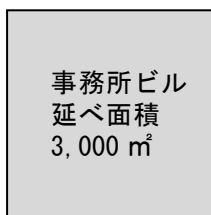
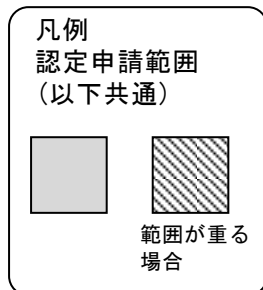
■申請手数料の算定例

1 性能向上計画認定

申請パターンは12種類

※性能向上計画変更認定の場合も、手数料は異なるが同じ考え方のため省略

(1)非住宅建築物（建築物全体）



①適合証等なし モデル建物法基準
手数料条例（一）より

279,000 円

②適合証等あり モデル建物法基準
手数料条例（一）及び備考3より

80,000 円

③適合証等なし モデル建物法基準以外
手数料条例（二）より

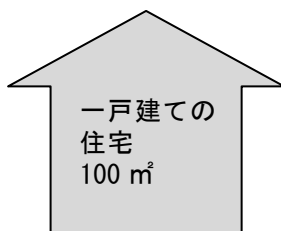
469,000 円

④適合証等あり モデル建物法基準以外
手数料条例（二）及び備考4より

80,000 円

認定通知書は1枚交付

(2)一戸建ての住宅（建築物全体）



①適合証等なし

手数料条例（三）より

39,000 円

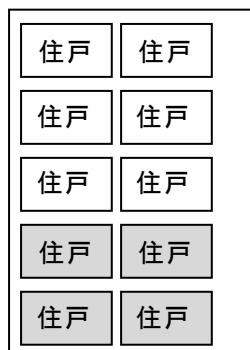
②適合証等あり

手数料条例（三）及び備考5より

5,000 円

認定通知書は1枚交付

(3)共同住宅等（住戸の部分(10戸の内4戸の認定申請など)）



マンション
全10戸

①適合証等なし

手数料条例（四）より

237,000 円

②適合証等あり

手数料条例（四）及び備考6より

10,000 円

認定通知書は4枚交付（申請対象各戸）

(4) 共同住宅等（建築物全体）



マンション
全 10 戸

- ①適合証等なし
手数料条例（四）より
269,000 円
- ②適合証等あり
手数料条例（四）及び備考 6 より
20,000 円

認定通知書は 1 枚交付

(5) 共同住宅等（建築物全体及び住戸の部分(10 戸の内 4 戸など)）



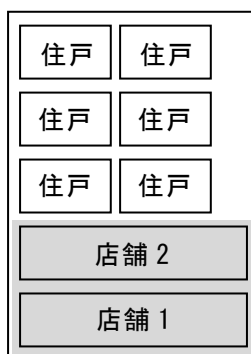
マンション
全 10 戸

手数料条例備考 1 により建築物全体と同額

- ①適合証等なし
手数料条例（四）より
269,000 円
- ②適合証等あり
手数料条例（四）及び備考 6 より
20,000 円

認定通知書は 5 枚交付（全体 1+申請各戸 4）

(6) 複合建築物（非住宅部分）

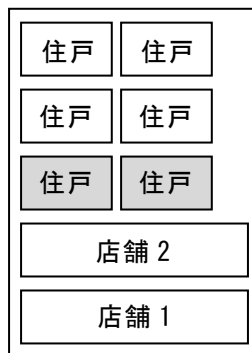


1~2 階
店舗
600 m²
3~5 階
マンション
全 6 戸

- ①適合証等なし モデル建物法基準
手数料条例（一）より
170,000 円
- ②適合証等あり モデル建物法基準
手数料条例（一）及び備考 3 より
27,000 円
- ③適合証等なし モデル建物法基準以外
手数料条例（二）より
300,000 円
- ④適合証等あり モデル建物法基準以外
手数料条例（二）及び備考 4 より
27,000 円

認定通知書は 1 枚交付（非住宅部分は一括り）

(7) 複合建築物（住戸の部分(6戸の内2戸など)）

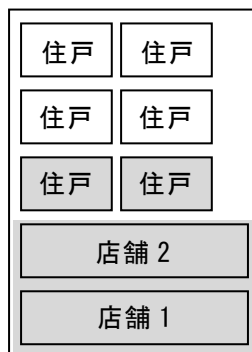


- ①適合証等なし
手数料条例（四）より
237,000 円
- ②適合証等あり
手数料条例（四）及び備考 6 より
10,000 円

認定通知書は 2 枚交付

1～2 階
店舗
600 m²
3～5 階
マンション
全 6 戸

(8) 複合建築物（住戸の部分(6戸の内2戸など)及び非住宅部分）



- ①適合証等なし
非住宅部分（モデル建物法基準の場合）
手数料条例（一）より 170,000 円
住宅部分
手数料条例（四）より 237,000 円
合計 407,000 円
- ②適合証等なし
非住宅部分（モデル建物法基準以外の場合）
手数料条例（二）より 300,000 円
住宅部分
手数料条例（四）より 237,000 円
合計 537,000 円
- ③適合証等あり
非住宅部分（モデル建物法基準の場合）
手数料条例（一）及び備考 3 より 27,000 円
住宅部分
手数料条例（四）及び備考 6 より 10,000 円
合計 37,000 円
- ④適合証等あり
非住宅部分（モデル建物法基準以外の場合）
手数料条例（二）及び備考 4 より 27,000 円
住宅部分
手数料条例（四）及び備考 6 より 10,000 円
合計 37,000 円

認定通知書は 3 枚交付（住戸部分 2+非住宅部分 1）

(9) 複合建築物（建築物全体）



1~2 階
店舗
600 m²
3~5 階
マンション
全 6 戸

手数料条例備考 2 による

① 適合証等なし

非住宅部分（モデル建物法基準の場合）

手数料条例（一）より 170,000 円

住宅部分

手数料条例（四）より 269,000 円

合計 439,000 円

② 適合証等なし

非住宅部分（モデル建物法基準以外の場合）

手数料条例（二）より 300,000 円

住宅部分

手数料条例（四）より 269,000 円

合計 569,000 円

③ 適合証等あり

非住宅部分（モデル建物法基準の場合）

手数料条例（一）及び備考 3 より 27,000 円

住宅部分

手数料条例（四）及び備考 6 より 20,000 円

合計 47,000 円

④ 適合証等あり

非住宅部分（モデル建物法基準以外の場合）

手数料条例（二）及び備考 4 より 27,000 円

住宅部分

手数料条例（四）及び備考 6 より 20,000 円

合計 47,000 円

認定通知書は 1 枚交付

(10) 複合建築物（建築物全体及び住戸の部分(6戸の内2戸など)）



1～2階
店舗
600㎡
3～5階
マンション
全6戸

手数料条例備考2により建築物全体と同額

① 適合証等なし

非住宅部分（モデル建物法基準の場合）

手数料条例（一）より 170,000円

住宅部分

手数料条例（四）より 269,000円

合計 439,000円

② 適合証等なし

非住宅部分（モデル建物法基準以外の場合）

手数料条例（二）より 300,000円

住宅部分

手数料条例（四）より 269,000円

合計 569,000円

③ 適合証等あり

非住宅部分（モデル建物法基準の場合）

手数料条例（一）及び備考3より 27,000円

住宅部分

手数料条例（四）及び備考6より 20,000円

合計 47,000円

④ 適合証等あり

非住宅部分（モデル建物法基準以外の場合）

手数料条例（二）及び備考4より 27,000円

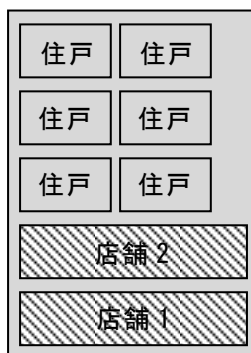
住宅部分

手数料条例（四）及び備考6より 20,000円

合計 47,000円

認定通知書は3枚交付（全体1+申請各戸2）

(11) 複合建築物（建築物全体及び非住宅部分）



1～2階
店舗
600㎡
3～5階
マンション
全6戸

手数料条例備考2により建築物全体と同額

① 適合証等なし

非住宅部分（モデル建物法基準の場合）

手数料条例（一）より 170,000円

住宅部分

手数料条例（四）より 269,000円

合計 439,000円

② 適合証等なし

非住宅部分（モデル建物法基準以外の場合）

手数料条例（二）より 300,000円

住宅部分

手数料条例（四）より 269,000円

合計 569,000円

③ 適合証等あり

非住宅部分（モデル建物法基準の場合）
 手数料条例（一）及び備考3より27,000円
 住宅部分
 手数料条例（四）及び備考6より20,000円
 合計 47,000円

④適合証等あり

非住宅部分（モデル建物法基準以外の場合）
 手数料条例（二）及び備考4より27,000円
 住宅部分
 手数料条例（四）及び備考6より20,000円
 合計 47,000円

認定通知書は2枚交付（全体1+非住宅部分1）

(12) 複合建築物（建築物全体、住戸の部分(6戸の内2戸など)及び非住宅部分)



1~2階
 店舗
 600㎡
 3~5階
 マンション
 全6戸

手数料条例備考2により建築物全体と同額

①適合証等なし

非住宅部分（モデル建物法基準の場合）
 手数料条例（一）より170,000円
 住宅部分
 手数料条例（四）より269,000円
 合計 439,000円

②適合証等なし

非住宅部分（モデル建物法基準以外の場合）
 手数料条例（二）より300,000円
 住宅部分
 手数料条例（四）より269,000円
 合計 569,000円

③適合証等あり

非住宅部分（モデル建物法基準の場合）
 手数料条例（一）及び備考3より27,000円
 住宅部分
 手数料条例（四）及び備考6より20,000円
 合計 47,000円

④適合証等あり

非住宅部分（モデル建物法基準以外の場合）
 手数料条例（二）及び備考4より27,000円
 住宅部分
 手数料条例（四）及び備考6より20,000円
 合計 47,000円

認定通知書は4枚交付（全体1+住戸部分2+非住宅部分1）

2 基準適合認定

申請パターンは4種類

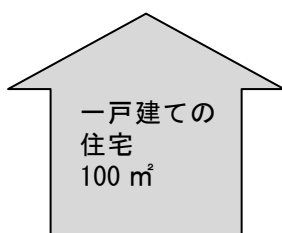
(1) 非住宅建築物（建築物全体）



- ①適合証等なし 省令1条ロ基準
手数料条例（一）より
279,000円
- ②適合証等あり 省令1条ロ基準
手数料条例（一）及び備考3より
80,000円
- ③適合証等なし 省令1条ロ基準以外
手数料条例（二）より
469,000円
- ④適合証等あり 省令1条ロ基準以外
手数料条例（二）及び備考4より
80,000円

認定通知書は1枚交付

(2) 一戸建ての住宅（建築物全体）



- ①適合証等なし
手数料条例（三）より
39,000円
- ②適合証等あり
手数料条例（三）及び備考5より
5,000円

認定通知書は1枚交付

(3) 共同住宅等（建築物全体）



マンション
全10戸

- ①適合証等なし
手数料条例（四）より
269,000円
- ②適合証等あり
手数料条例（四）及び備考6より
20,000円

認定通知書は1枚交付

(4) 複合建築物（建築物全体）



1~2 階
店舗
600 m²
3~5 階
マンション
全 6 戸

手数料条例備考 1 による

① 適合証等なし

非住宅部分（省令 1 条ロ基準の場合）

手数料条例（一）より 170,000 円

住宅部分

手数料条例（四）より 269,000 円

合計 439,000 円

② 適合証等なし

非住宅部分（省令 1 条ロ基準以外の場合）

手数料条例（二）より 300,000 円

住宅部分

手数料条例（四）より 269,000 円

合計 569,000 円

③ 適合証等あり

非住宅部分（省令 1 条ロ基準の場合）

手数料条例（一）及び備考 3 より 27,000 円

住宅部分

手数料条例（四）及び備考 6 より 20,000 円

合計 47,000 円

④ 適合証等あり

非住宅部分（省令 1 条ロ基準以外の場合）

手数料条例（二）及び備考 4 より 27,000 円

住宅部分

手数料条例（四）及び備考 6 より 20,000 円

合計 47,000 円

認定通知書は 1 枚交付